

「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る証明書」(様式1) 記入ガイド

(様式1)

一般社団法人日本画像医療システム工業会工業会指定用紙	
整理番号	
① ソフトウェア以外の場合	<input checked="" type="checkbox"/>
② ソフトウェアである場合	<input type="checkbox"/>

いずれかを選択

器具及び備品

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	器具及び備品
	設備の種類又は細目	その他のもの(レントゲンその他の電子装置を使用する機器)
	設備の名称	診断用X線装置
	設備型式	ABC-12345
	本社名・事業所名	○△会 **病院
	法人番号 ※法人のみ	123456789012
	本社所在地	□□県□□市□□町□□番地
ユーザー連絡先 (会社名、担当部署、電話番号)	○△会 **病院 放射線科 設備担当 xxx-xxxx-xxxx	

「その他のもの(レントゲンその他の電子装置を使用する機器)」か「その他のもの」から選択

設備名称はJIRA対象品目一覧の分類品目名(大分類)もしくは一般名称を記入

カタログ記載の型式

設備を設置する医療機関名、法人番号、住所、連絡先登録上の法人名又は個人事業者氏名を必ず記載(屋号は不可)

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該当要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	① 販売開始年度(西暦): 2020年度(注2) ② 取得(予定)日を含む年度: 2023年度(注2) ② - ① = 3年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。		1. 該当 2. 非該当
該当要件への当否			1. 該当 2. 非該当

チェックシート(様式2)で記入した①販売開始年度、②取得(予定)年度を記入、② - ①を行一定期間内であることを記入。

どの該当要件にも「1. 該当」にチェックが入る場合に限り、該当要件への当否は「1. 該当」にチェックが入ります。

(注1) 一定期間は、機械装置: 10年、工具: 5年、器具・備品: 6年、建物附属設備: 14年、ソフトウェア: 5年とする。

(注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦 年 月 日

〒 東京都文京区後楽 2-5-1

一般社団法人日本画像医療システム工業会
会長 山本 章雄

担当窓口: 税制証明担当

連絡先(電話番号): 03-3816-3450

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦 2023年 5月 1日

製造事業者等の名称 株式会社□□□

製造事業者等の所在地 □□県□□市□□町□□番地

代表者氏名: 山田 太郎

担当者氏名: 鈴木 花子

所 属: 営業部

担当者連絡先(電話番号): xxx-xxxx-xxxx

申請日

登録上の法人名又は個人事業者氏名を必ず記載(屋号は不可)

代表取締役でなくとも、工場長や経理部長など部門長でも可。この場合は、所属・役職名も併記。

※制度自体については、中小企業庁ホームページをご確認いただき、ご不明な点は、中小企業庁税制サポートセンターもしくは所轄の税務署にお問い合わせください。中小企業庁ホームページ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」について変更がある場合

変更事項	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

当初認定を受けた経営力向上計画に記載した設備の住所が市町村を越えて変更となった場合、設備ユーザーが設備所在地の変更前と変更後を記入

(注3) 経営力向上計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

【本証明書に関する注意事項】

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等であって、中小企業経営強化税制の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件(年数)が異なる場合がありますので、ご注意ください。詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

令和5年3月31日までに申請を行った先端設備等導入計画に添付する生産性向上要件証明書としても利用できます。詳細は中小企業庁のホームページをご確認ください。